



目 次	ページ
告 示	
◎高知県政府調達に係る苦情の処理手続要領の一部改正 (会計管理課)	1
◎高知県政府調達苦情検討委員会設置規程の一部改正 ( " )	1

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第1033号**

高知県政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成8年9月高知県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月3日

高知県知事 濱田 省司

題名中「に係る」を「に関する」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この要領は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（同条の1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける調達に関する苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「文書で」を「書面により」に、「調達機関に対する提案をする」を「当該調達機関に対する提案を行う」に改める。

第3条第1項中「協定」を「協定等」に、「苦情」を「書面により苦情」に改め、同条第2項中「協定」を「協定等」に改め、同条第3項中「いずれからも」を「いずれからも、書面による通知をもって」に改め、同条第4項中「協議により、」を「協議によっても」に、「協議」を「、当該協議」に、「苦情申立期間から除外する」を「、第6条第1項に規定する苦情の申立てができる期間から除外するものとする」に改める。

第4条第1項中「特に規定のない限り」を「別段の定めがない限り」に改める。

第5条第1項中「すべての」を「全ての」に、「苦情処理手続（）」を「苦情の処理手続（）」に、「次条第5項」を「次条第6項」に、「文書で」を「書面により」に改め、同条第3項中「文書で」を「書面により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による参加の通知を行った供給者は、苦情処理手続の適用を受けるものとする。

第6条第1項中「協定」を「協定等」に、「苦情の申立てを」を「書面により苦情の申立てを」に改め、同条第5項中「苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）」を「苦情申立人」に、「その旨」を「、その旨」に、「文書で」を「書面により」に、「委員長の」を「委員会の委員長が」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「文書で」を「書面により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「7作業日」を「10作業日」に、「文書で」を「書面により」に改め、同項第2号中「協定」を「協定等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、苦情の申立てに係る書類に不備があると認めるときは、当該苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。ただし、当該不備が軽微なものであると認めるときは、委員会の委員長は、職権でこれを補正することができる。

第7条第1項中「苦情処理」を「、苦情処理」に、「10日」を「12作業日」に、「文書で」を「書面により」に改め、同条第2項中「苦情処理」を「、苦情処理」に、「文書で」を「書面により」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「文書で」を「書面により」に改め、同条第5項中「当該文書」を「当該書面」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第4項ただし書の通知があった場合においては、委員会は、当該理由が認めるに足りるものであるかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に書面により通知するものとする。

第8条第1項中「説明」を「、説明」に、「これに」を「これらに」に改め、同条第5項中「参加した者」を「参加した供給者」に、「及び」を「又は」に改め、同条第6項中「及び」を「又は」に、「又は」を「又は書面により」に改め、同条第8項中「文書をもって」を「書面により」に改め、同条第10項中「及び」を「又は」に、「委員会」を「書面により委員会」に改め、同条第13項中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断」を「その判断」に改め、同条第14項中「及び」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「公開するよう」を「公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。

第8条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 前項の意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。第9条中「規定による」を削り、「文書で」を「書面により」に改める。

第10条第1項中「受理された場合」を「受理された場合は」に、「次に」を「、次に」に改め、同項第2号中「苦情事項のすべてに」を「苦情に関する事項の全てに」に改め、同条第3項中「供給者の」を「調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の」に、「供給者が」を「当該者が」に改める。

第11条第1項中「協定」を「協定等」に改め、同条第2項中「協定」を「協定等」に改め、同項第1号及び第2号中「行う」を「行うこと」に改め、同項第3号中「再審査する」を「再審査すること」に改め、同項第4号中「契約締結者とする」を「契約締結者とする」に改め、同項第5号中「破棄する」を「破棄すること」に改め、同条第3項中「協定」を「協定等」に、「調達機関に」を「関係調達機関に」に、「調達の」を「当該調達の」に、「調達機関の業務」を「関係調達機関の業務」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「応じる」を「応ずる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項ただし書中「理由」を「、書面により理由」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員会の委員が少数意見の公表を求めた場合においては、委員会は、当該少数意見を報告書に付記することができる。

第12条第1項中「要請する」を「書面により要請する」に改め、同条第2項中「その旨を」を「、その決定の結果及びその理由を書面により」に改め、同条第3項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「6作業日」を「6日」に、「提出するものとする。」を「提出するものとし、」に改める。

第14条中「協定」を「協定等」に、「文書」を「文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）」に、「保管しなければ」を「保存しなければ」に改める。

**附 則**

この告示は、令和3年12月3日から施行する。

**高知県告示第1034号**

高知県政府調達苦情検討委員会設置規程（平成8年9月高知県告示第585号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月3日

高知県知事 濱田 省司

第1条を次のように改める。

（設置）

**第1条** 高知県政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年9月高知県告示第584号。以下この条において「要領」という。）の規定に基づき、県の機関又は高知県公立大学法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（同条の1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達に関する供給者（要領第3条第1項に規定する供給者をいう。）の苦情について、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関（要領第5条第2項に規定する関係調達機関をいう。）への提案等を行うため、高知県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第4条中「知り得た」を「知ることのできた」に改め、「また」を削る。

第5条第3項中「事故があるとき」を「事故があるとき又は委員長が欠けたとき」に改める。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「の出席がなければ、会議を開き、」を「が出席しなければ、議事を開き、及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、開催場所及び議事をあらかじめ委員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第8条中「委員会が」を「委員会において」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「会計管理局会計管理課」を「高知県会計管理局会計管理課」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1項を加える。

（議事録の作成）

**第7条** 委員会は、会議の議事について、その都度議事録を作成するものとする。ただし、議長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

**附 則**

この告示は、令和3年12月3日から施行する。